一般名処方についてのお知らせ

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および医薬品の安定供給を図るため、一般名処方を積極的に推進しております。今後、医薬品の供給状況によっては、一部のお薬について供給が不安定となる可能性があります。一般名処方を行うことで、有効成分が同じ複数の医薬品から選択することができ、供給状況の変化が生じた場合でも、必要なお薬を継続して提供しやすくなります。

（1）　一般名処方とは

一般名処方とは、お薬の商品名ではなく、有効成分の名称（一般名）を処方箋に記載する方法です。一般名処方により、薬局において供給状況等を踏まえた適切な医薬品の選択が可能となり、患者さんへ安定したお薬の提供につながります。

（2）　長期収載品の選定療養について

令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、医療上の必要性がないにもかかわらず患者さんの希望により先発医薬品（長期収載品）を選択した場合は、後発医薬品との差額の一部を患者さんにご負担いただく「選定療養」の制度が導入されています。

なお、医師が医療上必要と判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象とならないことがあります。

当院では、医薬品の安定供給および適切な薬物療法の継続のため、一般名処方を推進しております。

ご不明な点がございましたら、医師、薬剤師または職員までお気軽にご相談ください。

医療法人社団朋友会ワシン坂病院
令和8年10月